

平成 27 年 2 月議会

補正予算案補足資料

福岡市総合体育館（仮称）用地の取得について	・・・	1
番号制度対応経費の補正について	・・・	2
番号制度への対応（市民局・区市民課関係）	・・・	3

市 民 局

福岡市総合体育館（仮称）用地の取得について

1 所在地 福岡市東区香椎照葉六丁目26番4 外2筆

2 地目 雑種地

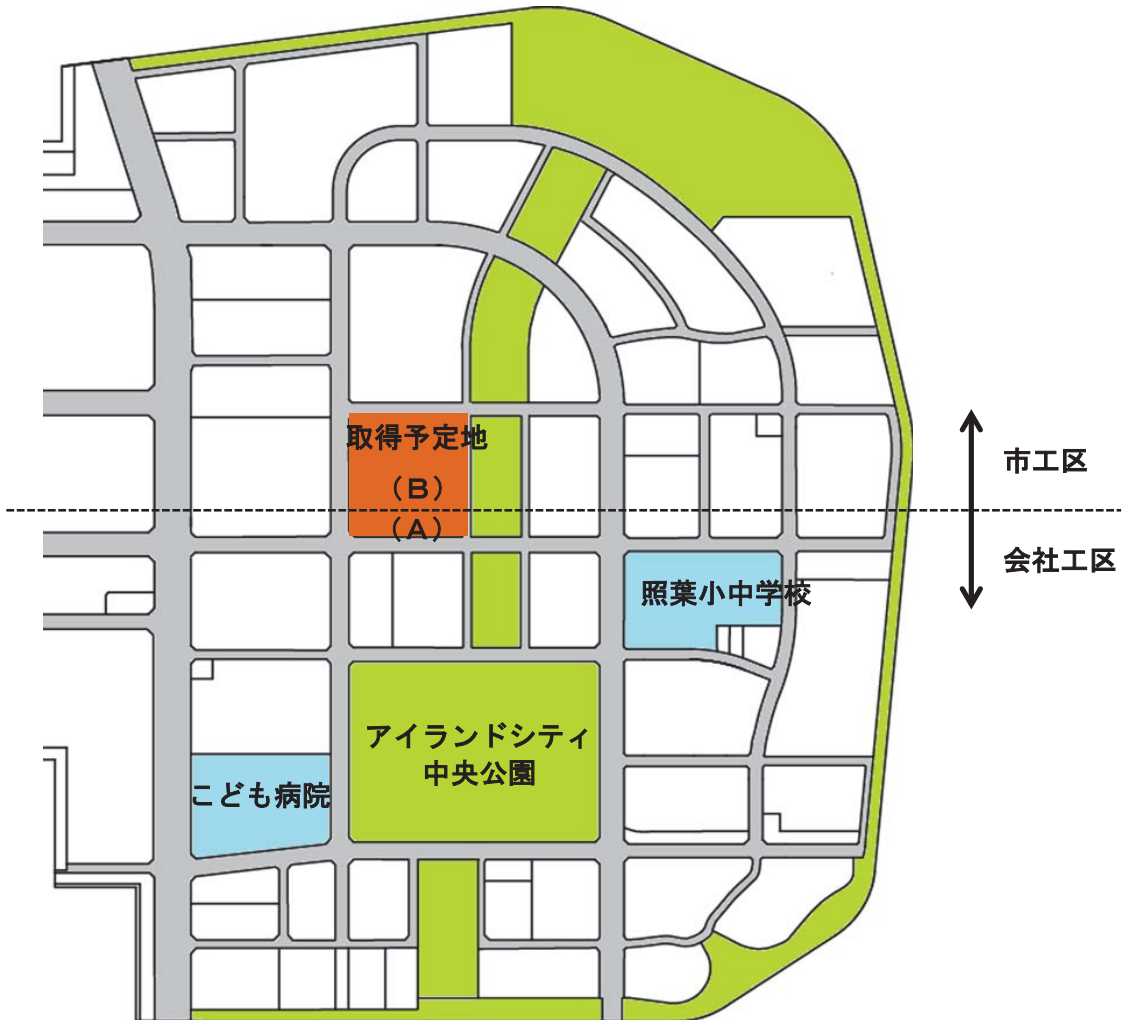
3 面積 40,268.29㎡

4 予算額 4,791,927千円

(1) 博多港開発株式会社所有 (A) 740,345,410円
(6,221.39㎡×119,000円/㎡)

(2) 港湾整備事業特別会計 (B) 4,051,581,100円
(34,046.90㎡×119,000円/㎡)

(取得予定地位置図)



番号制度対応経費の補正について

1 補正予算の概要

番号制度の導入に当たって、住民票に個人番号を記載する機能の追加等を行うための住民基本台帳システムの整備（改修）にあたり、国庫補助の追加措置がなされたため、増額補正予算を計上し翌年度に繰り越すもの。

（国庫補助率：10/10）

2 補正理由

国の平成26年度補正予算により国庫補助の追加措置を行う方針が示されたことに伴い、システム改修予算等について増額するもの。

3 繰越明許費

国庫補助の追加措置が年度末になり、事業が年度内に完了しないことが見込まれるため、繰越明許費77,691千円を計上するもの。

補正概要

（単位：千円）

		補正前の額	補正額	計	27 繰越明許費	26 執行見込額
歳出	委託料	136,080	38,127	174,207	77,691	96,516
	借損料	0	67	67	0	67
	計	136,080	38,194	174,274	77,691	96,583
財源	国庫補助金	136,080	38,127	174,207	77,691	96,516
	一般財源	0	67	67	0	67

番号制度への対応（市民局・区市民課関係）

平成 25 年 5 月 24 日に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、市民サービスの向上や事務の効率化に向けて導入される番号制度へ対応するため、次のような手続を進めていきます。

1 番号制度導入に向けた準備（平成 26～27 年度）

個人番号を記載する住民基本台帳の関係システムを改修します。

※ 住民票への個人番号の付番機能及び住民票の写しへの個人番号の記載機能の追加

※ 通知カード作成及び個人番号カード作成に係る地方公共団体情報システム機構（以下、「機構」という。）との連携機能の追加

※ 全国の住民基本台帳ネットワークシステム等関係システムと連携しているデータに個人番号を追加

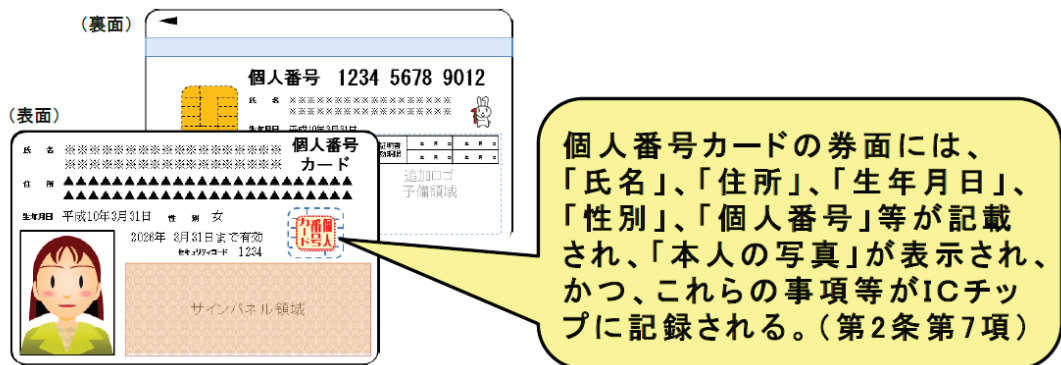
2 国民一人ひとりに個人番号を通知（平成 27 年 10 月～）

住民票に記載されている全ての住民に 12 桁の個人番号を付番し、当該個人番号を通知カードにより通知します。

※ 通知カードは、簡易書留にて送付。（個人番号カード交付申請書を同封）

3 個人番号カードの交付開始（平成 28 年 1 月～）

希望する者（交付申請者）に対する個人番号カードの交付を区役所で開始します。



※ 個人番号カードの交付を希望する市民は、申請書を郵送で機構に送付

※ 申請を受けた機構は、カードを作成し、区役所に送付

※ 区役所窓口で申請者に個人番号カードを交付（住民基本台帳カード所有者は返納）

※ 交付手数料は、無料

※ 住民基本台帳カードの新規交付は、個人番号カードの交付開始に伴い廃止

<当面の利用場面>

- 本人確認のための利用
- コンビニでの諸証明交付サービスでの利用
- 税の電子申告等での利用

<国が想定する将来的な利用場面>

- 個人番号を確認する場面での利用（就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等）
- 市町村、都道府県、行政機関等による付加サービスの利用
- 民間部門を含めた電子申請・取引等における利用